



人口	
(12月末日現在)	
世帯数	1,420戸
人口	4,119人
男	1,877人
女	2,242人

昭和56年1月10日 発行：愛媛県西宇和郡瀬戸町 編集：瀬戸町総務課

恭賀新春

瀬戸町長 坂本繁雄



新年明けましておめでとく御座います。輝かしい昭和五十六年の新春をこぞ英傑うんで迎えられましたこと心からお慶び申し上げます。

不適切な時代の幕明けと言われ社会問題から自然現象まで大荒れに荒れた八〇年でした。冷夏、異常気象をそして台風十三号による被害に見舞われ被害作物であります柑橘類を始め農作物は極めてきびしい年であり、又生活面におきましては八〇年代は好年連にいろいろの影響を及ぼしました。二年目を迎えました八〇年代は好年に恵まれた元百のように町民の皆様にとってすばらしい年でありませう。

面にあたりを願うものであります。本年も町務を徹して迎え、今年で二十五周年を迎えます。諸先輩の業、大足跡を学びつつ町民各位の英知と協力を得ながら「明るく華やかにすまじくくり」を自覚してひたすら努力を続けてまいり所存であります。

しかしながら財政面では特にきびしい年を迎えました。国においては五十六年度予算で歳入、歳出の全体見直し(国債一兆円の発行、公共事業の抑制等々)、きわめてきびしい年となることか予想されます。こうした経済・財政情勢の中で町としても町民の皆様からの御願いをいかに満たすことができれば、全財政を保ちながら最善の努力をはからねばなりません。

町の基本計画を基に住民意識に答え「地方の時代」にふさわしい瀬戸町づくりに全力を傾注する所存であります。農林水産業の振興、ニーズに答える生涯学習づくり、二十一世紀を担う青少年育成のための教育環境づくり、福祉文化の向上等のほか国道バイパスの早期完成、南宇水導水入による水不足の解消等、豊かに住みよい町づくりの

ために全職員一丸となって町民優先の行政を推進する決意を新たにしているものであります。なにとぞ相察らぬ御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、皆様方の御褒賞と御賛助を心からお待ちしております。

瀬戸町議会議員 福島朝行



町民の皆さん明けましておめでとくお慶び申し上げます。年頃にあたり皆様のご多幸とご発展をまじつと、ごあいさつを申し上げます。

町議会としては諸先輩がきつとあげてきた成果に安住することなく、さらに新たな発展と飛躍を求めて八〇年代への第一歩を力強く踏み出す決意を固めたいと思っております。地方の時代の風体を進める方向は時代に即応して町の行政の刷新改善

を推進することであり、これらの運動を押し進めつつ私と個々の議員人として、日常の諸問題を逐って地道な努力を重ねることもわけて肝要であると思っております。

それこそ世評賢徳の権能を与えられた私ども議員人の最大な責務であり、諸君住民の信頼にこたえる最大のみちであらうと思っております。

どうか本年もより一層の御指導、御褒賞をお願い申し上げます。年頃のごあいさつにかえる敬意であります。



五十六年消防出初式／挙行

一斉放水等盛大に

新春恒例の消防出初式が一月七日、多数の来賓のご臨席を賜り盛大に挙された。

清水光團長以下二八名の団員は分団長の指揮のもと、服装点検・機材点検の点検、ポンプ操法等を実施し日頃の訓練の成果を披露した。

最後に全分団による一斉放水が行なわれ、新春を飾る出初式は終了した。

尚、本年度表彰された方々は、次のとおりです。



▼愛媛県知事表彰
▼羊頭標 瀬戸町消防団



▼功労章
第4分団 班長・井上正雄
第11分団 班長・大里貞一
愛媛県消防協会会長表彰
功績章 第10分団 団員・梶原磯雄
規程章 第12分団 副団員・二宮英壽
親子団員表彰 亀井浪隆
勤続章(20年以上) 中山義一
副団長 亀井郁悌
第2分団 分団長・清水肇一

第3分団 副分団長・日野重一 第4分団 団員・佐々木徹 第5分団 佐々木利士 第6分団 松本稔 第7分団 谷代秀春 第8分団 上田忠勝 第9分団 高池亀夫 第10分団 山口 肇 第11分団 大谷 諭 第12分団 中川岩雄 第13分団 三浦則雄 第14分団 水野 徹 第15分団 佐々木照二 第16分団 坂本 久 第17分団 仲口健一 第18分団 小川利明 第19分団 梶原満元 第20分団 土居三平 第21分団 梶原美明 第22分団 結城道雄 第23分団 土居第十吉 第24分団 井上義明 第25分団 高茂定二郎 第26分団 中川佐吉 第27分団 山本正則 第28分団 山本 守 第29分団 副分団長・木野秀俊 第30分団 団員・山本 寿	▼勤続章(10年勤続) 第1分団 団員・佐々木一郎 第2分団 村上勇治 第3分団 分団長・中川 泉 第4分団 井伊吉彦 第5分団 山本敏彦	▼八西消防連合会長表彰 第2分団 第8分団	▼団員表彰 第2分団 副分団長・毛利好政 本部分団 団員・橋本伸一 第1分団 西明照世 第3分団 松谷茂孝 第4分団 是沢 徹 第5分団 分団長・水野 徹 第6分団 分団長・小川利明 第7分団 分団長・山本タキ子 第8分団 副分団長・亀井郁悌 第9分団 副分団長・石本末吉 第10分団 副分団長・川本良也 第11分団 副分団長・大野金能 第12分団 班長・河内公平 第13分団 班長・山本幸二 第14分団 副分団長・上村博康 第15分団 班長・山下長蔵 第16分団 副分団長・佐々木長蔵 第17分団 班長・藤川政利 第18分団 副分団長・阿部武蔵 第19分団 副分団長・中田正年 第20分団 副分団長・松本明周 第21分団 副分団長・三好信幸 第22分団 副分団長・小松サキヨ
--	--	--------------------------	---

町長感謝状

瀬戸町消防団長 井上定喜
瀬戸町大久 中山ツギ子
瀬戸町大久 川本トミ子

日本消防協会表彰伝達

羊頭標 瀬戸町消防団
第11分団 分団長・岡本岩男
第12分団 班長・茂井利春
第9分団 班長・久世長治
第7分団 班長・佐田真七郎
第5分団 班長・五島新一
第4分団 班長・小西古志光
第3分団 班長・三浦則雄
第2分団 班長・加藤十郎二
第1分団 班長・高池重雄
高池重雄 高池重雄
松代秀春 松代秀春

火災の通報は 一九番へ

火災発生の通報は、局番なしの一九番を回せば、役場へ直通できますのでお知らせします。

ただし、火災等非常時以外は、絶対使用しないようにお願いします。



現況届を忘れずに

国民年金の老齢年金、通算老齢年金を受けている方は年に一回、現況届を提出しなければなりません。

提出時期は本人の生まれ月の末日までです。この現況届は国民年金を受けている方が引き続いて年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。その提出を怠ると、年金の支給を一時止められることがありますのでご注意ください。

現況届の用紙は提出月の月はじめに社会保険庁からお送りしますので必要な事項を記入のうえ、役場戸籍係および四ツ浜支所で証明を受けて社会保険へ返送して下さい。

なお、社会保険庁から用紙が送付されない場合は、提出を忘れていない場合は、役場年金係へご連絡下さい。

国民年金相談の実施について

国民年金相談は次の日程で実施いたしますので国民年金について相談したいことや質問等がありましたらお気軽においで下さい。

年金受給後の生活に欠かせないものです。日頃自分の年金に不安のある方などについては将来に年金を受けたいことが出来るようにするためにも、この機会を是非利用していただきますようお願いいたします。

御希望であれば厚生年金についての相談も可能です。

なお、当日は宇和島社会保険事務所職員も出席する予定です。

●日時 昭和56年2月4日
午前10時～午後2時
瀬戸町三機
瀬戸町文化センター

離農給付金の延長

一律に62万円を支給

離農給付制度は、農業年金事業を補うために昭和46年から10年間に限り設けられたもので、農業者の中で何らかの理由により農業者年金に加入出来なかつた人が自分の後継者以外のいかなる第三者に継承されて離農した場合には一時金が支給される制度です。

今回の改正内容は期限切れを迎えるこの離農給付制度をもう10年間延長しようというものです。

但し、これまでの二本建てだった離農給付金の額を一本化され、一律に62万円になりました。

経営移譲に係る要件

従来と変わっていません。つまり経営移譲が終了する日の一年前の「基本単位」に自岸地だけで30アール以上ある人が満年齢第三者にその権利すべてを処分し、処分対象農地のうち自留地10アール未満は残す事が出来る(する)必要があります。

一 離農給付金の支給額

農業者老今年金給付開始

昭和56年から

改正後の支給額は、一律62万円となります。

二、実施期間
昭和55年5月16日から昭和55年5月15日までの10年間で。

詳しくは農業委員会へおたずねして下さい。

委員 新年けましておめでとう

甲さん お正月に孫が帰って来て、このあいだまでいらっしゃいましたか賑やかでした。

委員 家が賑やかなのはいいことだし、若い人と一緒に居ると、気分的にも張り合いができますね。

甲さん そのとおりです。しかし、私も年をとったお若いんです。

委員 まだまだお若いんです。しかし何年になられたんですか。

甲さん いや、今年は65だから農業者老今年金がもらえる年でですね。

委員 私は、年金制度ができた時から保険に加入している年ですが、支給要件は、どうなっていますか。

委員 60歳までに必要年金を納めておれば、経営移譲の有無にかかわらず支給されます。

甲さん 規定請求の手続きは、どうすればいいのですか。

委員 65才になったら、すぐ農業で手続をして下さい。

甲さん 念の為お尋ねしますが、請求しなければ支給されないのですか。

委員 そうです。受給要件を満たしておれば、自動的に支給されるものではありません。請求の請求により支給されるから、この点を覚えて下さい。

甲さん、どれだけ貰えるんでしょうか。

委員 650円に保険料を納めた期間の月数をかけて得た額が支給されることになっていますが、生活水準、物価事情等からスライド制がとられております。

例を挙げて計算しましょう。

〔5年加(納付済)者の例〕
650円×60月×1.207(スライド率) = 47,073円
年金 = 47,100円

甲さん、それから、規定にならぬ年金はいつから支給されるのですか。

委員 65才になった日の翌月、支給開始時期です。

甲さん、8月、11月の四回に分け、それぞれの前月分までの三ヶ月分ずつをまとめて支払うことになっています。

甲さん、支給停止とか、支給の差し止めがあるのでしょうか。

委員 正当な理由がなくて書類等の提出について基金の求めに応じなかつた場合は停止事由に該当します。又支給停止は、毎年3月31日までに現居届、町長の生活に関する証明を基金に提出することになります。期間満了に提出されないと、年金の支払いが差し止められます。

甲さん、それから死亡した場合、受給権はどうなるのですか。

委員 死亡した場合は、受給権は消滅します。

甲さん、未支給の年金がある場合、遺族が請求すれば支給されますか。

委員 未支給の年金がある場合、遺族が請求すれば支給されます。

甲さん、お忙しいところ、いろいろ教えていただきまして、どうもありがとうございます。

委員 十分お解り頂けたかどうか分かりませんが、いつでも気軽に尋ねして下さい。

甲さん、では失礼します。



◎税の相談はお気軽に

今年も贈与税や所得税の申告期が近づいてきました。毎年この時期になりますと「贈与税の計算の仕方を教えてほしい」とか、「土産を売ったのが申告はどうしたらよいか」と、税務についての相談が多くなっています。

そこで、こんなとき気軽に相談できる税務相談の窓口をお知らせしましょう。

【税務相談室】

税務相談室には、納税者のみなさんの税金に関する相談や苦情の申し立て、親身になってその回答や解決にあたるため、知識、経験の豊富な相談官が配置されておりま

す。また、忙しいや遠隔地の人のためには、電話による相談も行っています。

◎生命保険と税金



私たちは、毎日が健康で過ごせるよう願っていますが、いつか、どんな不幸に見舞われるか、だれにも先のことばかりではありません。

そこで、万一の事態に備えて生命保険に加入している家庭も多く、その普及は目覚ましいものがあります。

生命保険に加入すると、支払った保険料によって最高五万円が所得から控除されますが、保険金を受け取ったときは、契約内容などにより、所得税、相続税、贈与税などがかかります。

詳しいことは、お近くの税務相談室や税務署にお気軽に相談してください。

税務相談室のご案内

高松国税局税務相談室

高松市天神町2-19 (高松税務局内)

☎ (0878) 21-4866 (昼間) (0878) 21-3111 (夜間)

高松税務相談室

高松市橋上町2-1-41 (高松税務署内)

☎ (0878) 24-7960 (昼間) (0878) 82-6221 (夜間)

丸亀税務相談室

丸亀市太平町3 (丸亀税務署内)

☎ (0872) 5-5030 (昼間) (0872) 5-2221 (夜間)

松山税務相談室

松山市本町1-3-4 (松山税務署内)

☎ (089) 46-4859 (昼間) (089) 46-5121 (夜間)

今治税務相談室

今治市東御所4-5-1 (今治税務署内)

☎ (089) 35-2022 (昼間) (089) 35-9136 (夜間)

徳島税務相談室

徳島市本町3-54 (徳島税務署内)

☎ (088) 22-3518 (昼間) (088) 22-4128 (夜間)

高知税務相談室

高知市本町5-5-15 (高知税務署内)

☎ (088) 22-3000 (昼間) (088) 22-1122 (夜間)

【婚姻】

昭和五十五年十月

人々のうごき



【出生】

おわび

十二月の「人々のうごき」の中で「出生」となっていますが、誤りでした。第四号の「あやまり」ですので、おわびして訂正します。

【死亡】

